

## I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

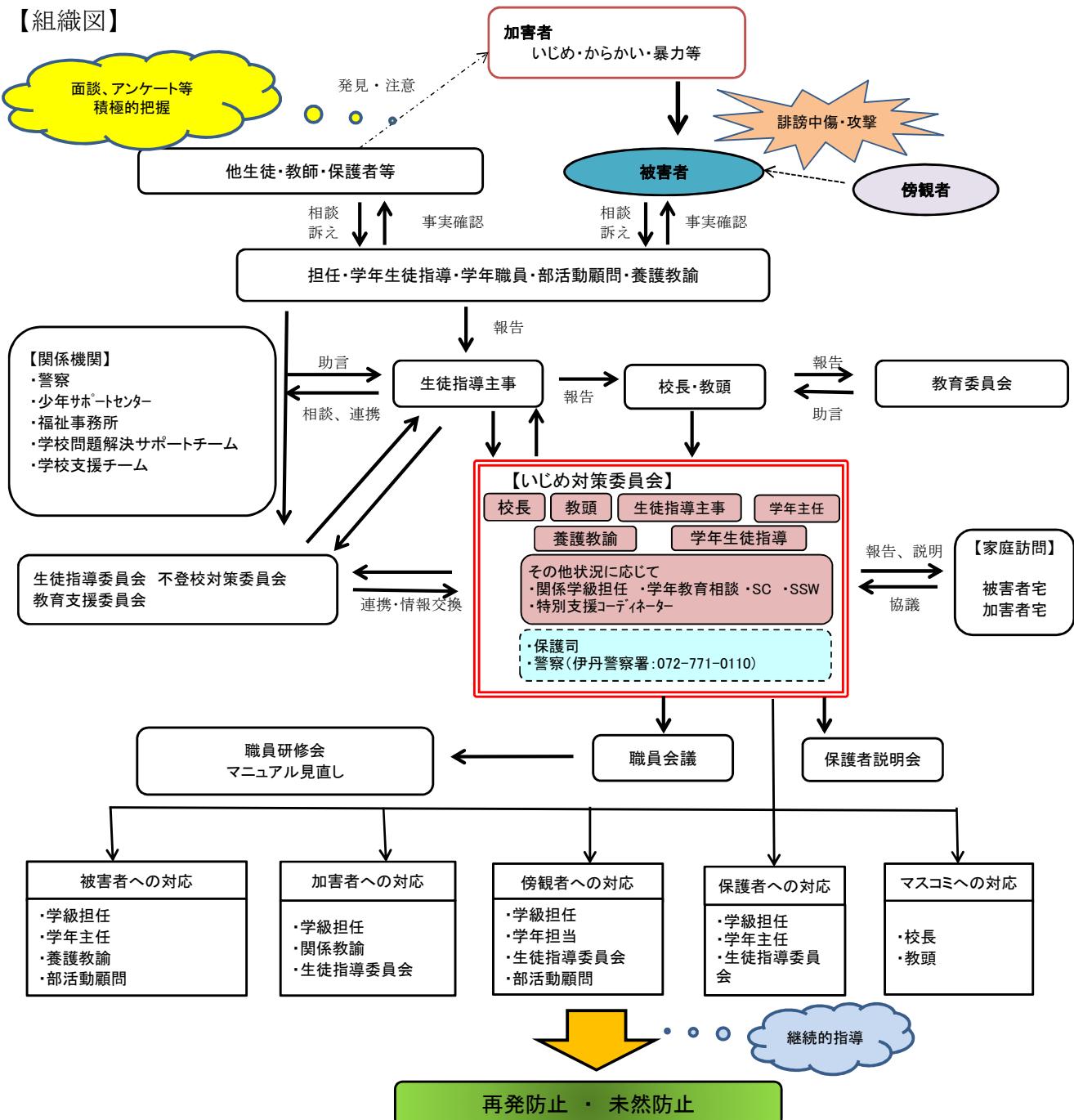
\* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

### いじめ対策委員会について

○校長、教頭及び生徒指導主事を中心に、学年主任、養護教諭、学年生徒指導で編成する。

(事業の状況に応じて、関係学級担任、関係職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会、警察などの関係機関を入れてメンバーは適宜編成する)

### 【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

また、生徒自身のいじめに対する意識を高めるために、生徒会を中心に、いじめ防止のポスターを作製したり、啓発活動を行う。